

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市北区下中野347番地104
氏 名 平林金属株式会社
代表取締役 平 林 実



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 5年 3月 31日
許可の有効期限 令和 12年 3月 30日

1. 事業の範囲

- 事業の区分 積替え(あり)
- 特別管理産業廃棄物の種類
裏面別表のとおり 3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)積替え保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

①岡山市中区新築港1番14及び1番22の一部(面積:50㎡)

裏面別表のとおり 3種類

②岡山市東区寺山字長沼33番地の1の一部(面積:16㎡)

裏面別表のとおり 3種類

③岡山市北区下中野字西方417番1の一部(面積:70㎡)

裏面別表のとおり 3種類

(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ

①腐食性廃酸、有害廃酸 25.6㎡(容器保管)、廃石綿等 33.2㎡(容器保管)

②腐食性廃酸、有害廃酸 15.3㎡(容器保管)、廃石綿等 2.4㎡(容器保管)

③腐食性廃酸、有害廃酸 40.9㎡(容器保管)、廃石綿等 44.3㎡(容器保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

①岡山市中区新築港1番14及び1番22の一部(面積:50㎡)

②岡山市東区寺山字長沼33番地の1の一部(面積:16㎡)

③岡山市北区下中野字西方417番1の一部(面積:70㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 3月31日 新規許可

平成28年 4月 7日 更新許可

令和 3年12月17日 許可証書換え(積替え保管場所の一部縮小)

令和 5年 3月31日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無						
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類						
			取扱う品目	限定がある場合 その内容					
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	-		-						
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○	廃バッテリーに封入されているものに限る。	○	廃バッテリーに封入されているものに限る。					
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	-		-						
4 感染性産業廃棄物	-		-						
5 廃PCB等	-		-						
6 PCB汚染物	-		-						
7 PCB処理物	-		-						
8 廃水銀等	-		-						
9 廃石綿等	○		○						
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物	取扱う品目 積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物	有機燐化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアン化合物	PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	四塩化炭素 シクロクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	ダイオキシシン類 1,4-ジオキササン セレン又はその化合物 ベンゼン チオベンカルブ シマジン チウラム	1,3-ジクロロプロペン 1,1,2-トリクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン
燃え殻	-		/	/	/	/	/	/	/
汚泥	-		/	/	/	/	/	/	/
廃油	-		/	/	/	/	/	/	/
廃酸	○	腐食性廃酸、有害廃酸（いずれも廃バッテリーに封入されているものに限る。）	-	○	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-		/	/	/	/	/	/	/
鉱さい	-		/	/	/	/	/	/	/
ばいじん	-		/	/	/	/	/	/	/

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。